

報道関係者 各位

平成 21 年 11 月 4 日
岩手労働局労働基準部監督課
(担当) 監督課長 大屋 勝 紀
監察監督官 高橋 友 行
(電話) 019-604-3006

監督指導による賃金不払残業の是正結果

—平成 20 年度は 2 億 1, 820 万円—

- 1 岩手労働局では、平成 20 年度に割増賃金の支払について労働基準監督署が是正を指導した事案のうち、1 企業当たり 100 万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を別添のとおり取りまとめました。
 - ・ 是正企業数 30 企業(前年度比 8 企業減)
 - ・ 是正金額 2 億 1, 820 万円(前年度比 6, 046 万円増)
※集計を開始した平成 13 年度以降最多
 - ・ 対象労働者数 3, 345 人(前年度比 1, 341 人増)
※集計を開始した平成 13 年度以降最多
- 2 賃金不払残業(いわゆる「サービス残業」)の解消については、平成 13 年 4 月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(パンフレット p7 参照)を策定し重点的に監督指導を実施しています。
- 3 また、その解消には、事業場における賃金不払残業の実態を知る立場にある労使による主体的な取組が必要であることから、平成 15 年 5 月に「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(パンフレット p1～p6 参照)を策定して、その解消のために講ずべき事項を示し、主体的な取組を強く促しているところです。
- 4 今後とも、重点的な監督指導の実施や 11 月に実施する「労働時間適正化キャンペーン」などにより、指針の周知に努め、賃金不払残業の解消を図ることとしています。

なお、11 月 21 日(土)は、労働時間相談ダイヤル(フリーダイヤル)を開設し労働相談を実施することとしております。

実施日時：平成 21 年 11 月 21 日(土)

電話番号：0120-794-713 (フリーダイヤル)

開設時間：9:00～17:00

(別添)

賃金不払残業に係る是正支払の状況

1 対象事案

平成20年4月から平成21年3月までの間に、県内の7労働基準監督署が定期監督、申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金の支払が行われた事案であって、その支払額が1企業当たり合計100万円以上となったもの。

2 割増賃金の是正支払の状況

是正企業数は30企業で対前年度比8企業の減となっているが、対象労働者数は3,345人、支払われた割増賃金の合計額は2億1,820万円でいずれも集計を開始した平成13年度以降最多となっている。これを1企業平均でみると727万円、労働者平均では6万5千円となっている(表1)。

また、1企業当たり1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた事案は7企業(全体の23.3%)、対象労働者数は2,087人(全体の62.4%)、支払われた割増賃金の合計額は1億5,041万円(全体の68.9%)である。

3 業種別等の状況

企業数、対象労働者数、支払われた割増賃金額のいずれについても商業が最も多くなっている。

なお、1企業の最高支払額は、3,212万円(製造業)で、次いで2,964万円(商業)、2,399万円(保健衛生業)の順である。

監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 20 年度）

業 種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額（万円）
製 造 業	8	711	5,704
建 設 業	1	10	132
運 輸 交 通 業	3	69	568
貨 物 取 扱 業	1	15	168
商 業	9	1,734	10,051
金 融 ・ 広 告 業	1	60	211
保 健 衛 生 業	5	638	4,110
清 掃 ・ と 畜 業	1	48	691
そ の 他 の 事 業	1	60	185
計	30	3,345	21,820
		1 企業平均額	727
		1 労働者平均額	6.5

注) 監督指導を実施することにより割増賃金の支払が行われた事案のうち、1企業当たり合計100万円以上が支払われた事案を対象として集計した。

監督指導による賃金不払残業の是正結果（年度別）

企 業 数	13 年 度	3
	14 年 度	2
	15 年 度	9
	16 年 度	19
	17 年 度	34
	18 年 度	17
	19 年 度	38
	20 年 度	30
	計	152
対象労働者数(人)	13 年 度	65
	14 年 度	159
	15 年 度	389
	16 年 度	1,812
	17 年 度	2,528
	18 年 度	926
	19 年 度	2,004
	20 年 度	3,345
	計	11,228
是正支払額（万円）	13 年 度	756
	（1企業平均額）	252
	（1労働者平均額）	11.6
	14 年 度	1,338
	（1企業平均額）	669
	（1労働者平均額）	8.4
	15 年 度	3,203
	（1企業平均額）	356
	（1労働者平均額）	8.2
	16 年 度	15,126
	（1企業平均額）	796
	（1労働者平均額）	8.3
	17 年 度	13,075
	（1企業平均額）	385
	（1労働者平均額）	5.2
	18 年 度	5,542
	（1企業平均額）	326
	（1労働者平均額）	6.0
	19 年 度	15,774
	（1企業平均額）	415
	（1労働者平均額）	7.9
20 年 度	21,820	
（1企業平均額）	727	
（1労働者平均額）	6.5	
計	76,634	
（1企業平均額）	504	
（1労働者平均額）	6.8	

注) 監督指導を実施することにより割増賃金の支払が行われた事案のうち、1企業当たり合計100万円以上が支払われた事案を対象として集計した。